

**甲賀市
景観審議会委員の
募集**



- 対象 市内在住・在勤で、満20歳以上(令和2年4月1日現在)の方
- 募集人数 2人以内
- 職務内容 甲賀市景観条例第37条の規定に基づく調査審議
- 任期 7月1日から2年間(予定)
- 応募方法 規定の様式に必要事項等を記入のうえ、郵送・FAX・メール・持参で下記まで
- 応募締切 5月15日(金)17時必着
※募集要項は都市計画課に備えつけるほか、市のホームページに掲載しています。

問合せ
提出先 都市計画課 都市計画係
〒528-8502(住所の記載は不要)
☎69-2203 ☎63-4601
✉koka10401000@city.koka.lg.jp

**令和3年(2021年)
成人式実行委員募集**



- 一生に一度の成人式を自分たちで作ってみませんか。
- 募集対象 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれで、10回程度行う実行委員会およびリハーサル・成人式当日に出席できる方
- 募集人数 15人程度(各中学校2人程度)
- 内容 成人式(令和3年1月10日開催予定)の企画・運営
- 申込方法 電話・FAX・メールで下記まで
- 募集期間 6月10日(水)まで

問合せ
申込み 社会教育スポーツ課
青少年育成係
☎69-2248 ☎69-2293
✉koka30104500@city.koka.lg.jp

**社会教育委員
公募委員の募集**



- 対象 市内在住・在勤・在学の満20歳以上の方(その他詳細は募集要項参照)
- 募集人数 1人
- 任期 委嘱日から令和4年5月31日まで
- 職務内容 社会教育に関する諸計画の立案、調査研究、教育委員会の諮問に応じて提言
- 応募方法 規定の様式に必要事項を記入の上、応募用紙とテーマに基づく作文(600字程度)を郵送・Eメール・持参で下記まで
- 応募締切 5月14日(木)17時
※募集要項は、社会教育スポーツ課に備え付けるほか、市ホームページに掲載しています。

問合せ
提出先 社会教育スポーツ課
青少年育成係
☎69-2248 ☎69-2293
〒528-8502
水口町水口6053番地
✉koka30104500@city.koka.lg.jp

**甲賀市
手話奉仕員養成講座
開催時期の変更**



毎年6月～11月頃に開催の「手話奉仕員養成講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、秋以降の開催を予定しております。
 詳しくは、追ってお知らせします。
 問合せ 障がい福祉課 自立支援係
☎69-2161 ☎63-4085

**全国戦没者追悼式へ
の参列者募集**



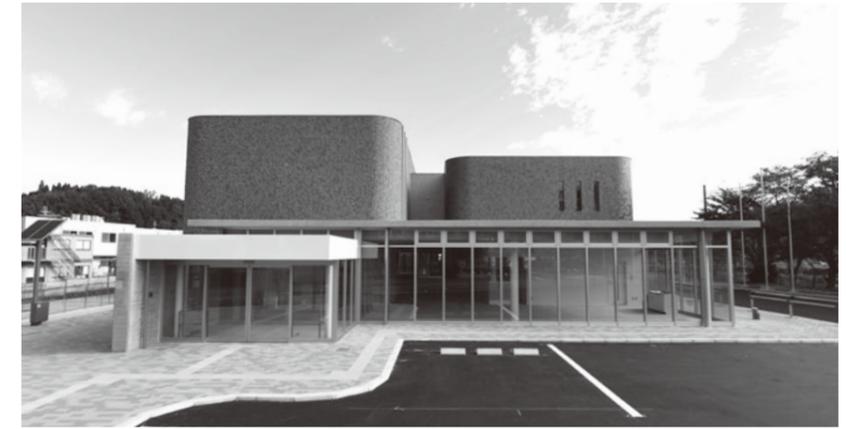
- 日時 8月14日(金)・15日(土)の1泊2日
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になる場合があります。
- 場所 日本武道館(東京都)
- 対象者 戦没者(一般戦災死没者を含む)の原則として配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫、戦没者の子および兄弟姉妹の配偶者、甥姪で県内在住の方(原則1柱1回まで)
- 募集人数 50人程度
※応募多数の場合は優先順位順とし、同順位の場合は抽選。選考結果は6月下旬に通知します。
- 参加費 5,000円程度
※介助者の参加費(交通費・宿泊費など)は全額自己負担
- 申込方法 (1)参加希望者の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、性別、戦没者との続柄、電話番号 (2)戦没者の氏名(ふりがな)、戦没時の本籍都道府県名、陸軍・海軍の別を記入し、はがき・FAXで下記まで。
QRコードからも申込できます。
- 募集期限 5月31日(日)当日消印有効

問合せ
申込み 滋賀県健康福祉政策課
援護係
〒520-8577
大津市京町四丁目1-1
☎077-528-3514
☎077-528-4850

**信楽伝統産業会館 移転
信楽町観光協会・甲賀市商工会信楽支所の事務所も移転**



信楽伝統産業会館は、信楽地域市民センターのとなりに移転し、信楽焼の歴史や伝統的な技術・技法を伝える展示もリニューアルしました。
 これに伴い、「信楽町観光協会」と「甲賀市商工会信楽支所」も同様に移転しました(電話番号は変更なし)。



なお、当施設は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の観点から、当面の間、休館します。各団体の事務所をご利用される方は、入館いただけます。
 ●住所 信楽町長野1203番地
 問合せ 信楽伝統産業会館 ☎82-2345(変更なし)
 信楽町観光協会 ☎82-2345(変更なし)
 甲賀市商工会信楽支所 ☎82-0873(変更なし)



**令和2年度 甲賀市ホームページ
バナー広告募集**

市では、ホームページを民間事業者等の広告媒体として活用し、財源として役立てるため、バナー広告の掲載希望者を募集します。
 詳しくは市ホームページをご覧ください。
 問合せ 秘書広報課 ☎69-2101 ☎63-4619



5月は「消費者月間」



テーマ
 「豊かな未来へ
 ～「もったいない」から始めよう!～」
 まだ食べられる食品の廃棄等、「食品ロス」が問題になっています。一人ひとりが「もったいない」という意識を持ち、できることから始めましょう。
 消費者トラブルの相談は下記まで
 問合せ 消費生活センター
 ☎局番なしの188(いやや)

もっとゆたかに～人権保障のとりくみ～
**文化芸術を通じて、
人権が尊重される地域社会をめざして**

文化芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っています。文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とし、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、または居住する地域にかかわらず等しく文化芸術の機会を享受することが基本理念であるとうたわれています。
 さらには、アイデンティティの形成、自己肯定感の向上や、自己表現に大きな力を与えるとともに、周りの人々の人生や生活を幸福にし、地域のさまざまな人々をつなぐことにより、共生社会の実現に寄与しているとの報告もあります。
 市では、一人ひとりが自分も周りも大切にできる地域社会づくりをめざしています。

問合せ 人権推進課 人権教育室 ☎69-2150 ☎63-4554

ご葬儀の事なら！何でもご相談下さい！
家族葬・身肉葬・一般葬
ホール葬・自宅葬・甲賀斎苑ご利用でのご葬儀
 かふかセレモニーホール
株 水口福祉社
 本社 甲賀市水口町高塚 8-1 TEL62-3055

株式会社 水口テクノスグループ
**不用品・お部屋を
片づけたい
スッキリしたい**
 一人じゃ無理 ☎そんな時はお電話を！ 見積無料
住まいの 受付時間/9:00～17:00
 〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾362番地の22 ☎0120-65-2539